

いつもお世話になっております。

いまだ暑さが残ります今日この頃、いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 人手不足にならない企業のしていること
2. 税務カレンダー（2023年10月の税務）
3. 数次相続の税額控除
4. 労働基準監督署の調査

人手不足にならない企業のしていること

◆人口減少が止まらない

総務省の統計では2022年12月時点で日本の15歳から64歳人口は前年同月比0.28%、20万8千人も減っています。これから働く年齢となる15歳未満人口は同9万3千人も減少しています。総人口の推移をみると2019年以降加速して減少しており2023年5月時点の概算では総人口は前年同月比57万人減となっています。

◆人手不足にならない企業の方法とは

そのような中で新型コロナの5類移行を受け採用活動が活発化して人手不足感が高くなっています。このような背景でも人手が不足していない企業もあり、帝国データバンクの調査で「人手が不足していない要因」を調査すると、主に次のような施策を施している企業の姿が見えてきました。

- ①賃金、賞与の引き上げ（51.7%）
- ②働きやすい職場環境作り（35.0%）
- ③定年延長やシニアの再雇用（31.2%）
- ④福利厚生の充実（26.6%）
- ⑤公平で公正な人事制度（22.0%）

上記②の「働きやすい職場環境」とは清潔保持、休憩スペース、社内相談窓口の設置などです。④⑤は労働者

自身が成長を感じられたり、安心できる職場にあるという施策です。他には個人の事情で長時間働けない人材にはそれに応じた働き方を提供する弾力性も求められるでしょう。

◆人材に心配りが求められる時代

世界的な物価高騰を受け実質賃金が低下する中、賃金や賞与の引き上げに取り組めない企業（取り組む姿勢のない企業）は従業員満足度や安心感が下がり優秀な人材は流出します。運よく採用できても人を育てることをしないと早期離職につながります。ただ賃金がすべてではありません。

「人は石垣、人は城」という昔の言葉がありますが、会社を支える一番の力は信頼できる人の力です。会社を信頼してくれる従業員が一人でも多く育つよう企業は自らの進む先を示しつつ率先して変革し、働く環境整備にも配慮が必要でしょう。



2023年10月の税務

10月10日

- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月16日

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

- 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)(10月中において市町村の条例で定める日)

数次相続の税額控除

相続が発生して遺産分割協議が終わらないうちに、相続人の1人が死亡して次の相続が開始することを数次相続と呼びますが、数次相続の税額控除の留意点をみてみます。

◆1次相続の遺産分割を確認する

2次相続の遺産分割の前に、まずは1次相続の遺産分割で2次相続の被相続人が、どの財産を取得したかを確認し、その上で今回の2次相続では被相続人の財産を誰が相続するのかを確認します。

◆相次相続控除

2次相続の被相続人が、その相続開始前10年以内に発生した相続で取得した財産に相続税が課されていたとき、2次相続の相続人は2次相続の被相続人が負担していた相続税のうち一定の金額について税額控除を受けることができます。これは10年以内の短期間に相続が相次ぎ、取得した財産に相続税が何度も課されることの負担を軽減することを目的としています。

◆未成年者控除

相続人が18歳未満である場合で、かつ法定相続人であるときは、相続税額から1年あたり10万円の未成年者控除(18歳まで)を受けることができます。2次相続での控除額は1次相続で控除を受けることができる金額に満たなかった場合に、その満たなかった部分の金額が限度となります。

◆障害者控除

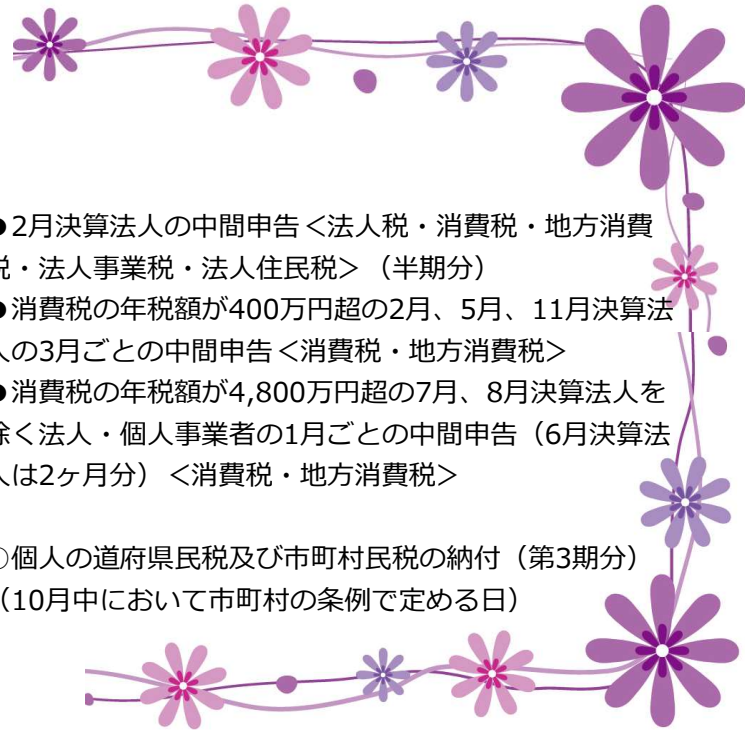
相続人が障害者である場合で、かつ法定相続人であるときは、相続税額から1年あたり10万円の障害者控除(85歳まで、特別障害者は1年あたり20万円)を受けることができます。2次相続での控除額は、1次相続で控除を受けることができる金額に満たなかった場合に、その満たなかった部分の金額が限度となります。

◆配偶者に対する相続税額の軽減

被相続人の配偶者は、相続税額の軽減措置を受けることができます。この場合、軽減措置を受けた財産は、その後、その配偶者が死亡したときに相続財産として課税されるので、1次相続で配偶者の税額軽減を利用するかについては、事前の有利不利の検討が必要です。

◆遺産分割協議書は記載漏れに注意!

数次相続では、2次相続開始の時、1次相続の遺産分割協議は終了していないため、その後、2次相続の被相続人が取得した1次相続の相続財産が遺産分割協議書に記載もれとならないよう注意しましょう。





◆はじめに

「労働基準監督署が来た！」ドキッとしますよね。ただし、労働基準監督署の調査といっても「労働基準監督署のどの部署が来たのか」でその内容は全く異なります。

ここでは、労働基準監督署の組織とその組織ごとの調査内容についての概略をお話したいと思います。

◆労働基準行政の組織

日本における労働基準行政のトップ機関は厚生労働省です。その下部組織として全国47都道府県に都道府県労働局があり、さらにその下の組織として全国に321の労働基準監督署と4つの支署があります。また、労働基準監督署の内部にはその地方により若干の名称の違いがあるところもあるようですが、おおむね①監督課（若しくは方面）②安全衛生課③労災課④業務課（若しくは監督課庶務係）と呼ばれる組織が置かれています。

◆労働基準監督署の組織と業務

①監督課（若しくは方面）

主に労働基準監督官が配属されている部署で、一般的なイメージの労働基準監督署による調査（正式には監督）が行われ、調査の種類には、実際に監督官が現場に赴き調査をする「臨検監督」、代表者や人事担当者に監督署に来てもらい、聞き取り等の調査を行う「呼出監督」などがあります。

②安全衛生課

労働災害が起こった場合の調査や、労働災害が起こらないようにするための事前の調査が行われます。具体的には製造業や建設業における設備の状況等に関する調査の他にも、労働者の健康確保のための指導（メンタルヘルス指導など）も行います。

③労災課

労働災害保険申請時の書類審査や必要に応じて実地調査を行い、労災保険の支給決定を行います。また、労働保険料徴収に関する業務もここで行われます。

④業務課（監督課庶務係）

基本的には、監督署内における労務管理や経費の管理などの庶務が行われる部署になりますが、賃金構造基本統計調査などの統計調査の取りまとめを行う部署でもあります。これらの各部署の業務内容を踏まえ「労働基準監督署が来たが、どこの部署で何を調査に来たのか」確認をして慌てずに対処しましょう。

